

## 質問書

質問日：令和8年4月23日

「令和8年度高松市特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査に係る未受診者受診勧奨業務」について、以下のとおり質問書を提出します。

No.	該当資料名	頁	該当項目	質問内容	回答
1	プロポーザル実施要領	1	3参加資格	「プライバシーマーク又は ISO27001 / ISMS を取得」とありますが、取得を証明する書類は、参加資格の有無を確認する書類であることから、参加表明書等提出時に提出する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	取得証明書類について、参加表明書等提出時に必ずしも提出を求めるものではありませんが、参加表明書提出後、資格審査時に取得の事実が確認できなかった場合は、参加資格はありません。
2	プロポーザル実施要領	5	10 評価の項目と観点	「過去5年間において、他自治体等での同業務に関する実績は十分かについてですが、他自治体等での同業務」とは、同規模自治体において、特定健康診査および後期高齢者健康診査の受診勧奨業務を受託・実施した実績を指す、という認識でよろしいでしょうか。	「他自治体等」は、市区町村等の自治体及び他保険者を指します。また、「同業務」については、必ずしも特定健康診査、後期高齢者健康診査の両方の実績を求めるものではなく、いずれかの受診勧奨業務（またはそれに準ずる保健事業関連業務）の実績があれば、評価の対象とします。
3	仕様書	1	仕様書3(1)イ 委託者が行う業務	「データの提供に当たっては、原則として、受託者から委託者へ LGWAN を通じて提供するものとする。」との記載がありますが、LGWANでのデータ授受環境がない	仕様書3(1)ウ及びエのとおりです。

				者は参加できないという認識でよろしいでしょうか。	
4	仕様書	3	仕様書4 (2) ア 勸奨結果の分析・ 報告業務	「受託者は下記4点をまとめ、事業実施内容と合わせて報告書を作成」とありますが、高松市様が求める水準に達していない又は詳細の分析を必要と判断した場合、追加の検証を求める場合があるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	仕様書	3	仕様書5 個人情報 の保護	本業務を通じて得た個人情報について、「匿名加工情報」とした場合であっても、契約目的外での利用や第三者提供は一律禁止という理解でよろしいでしょうか。	個人情報取扱特記事項第12条のとおりです。
6	資料外			直近3年間の受診率をご教示いただけますでしょうか。	直近3年間（令和4年～6年）の特定健診及び後期高齢者医療健康診査の受診率（法定報告値）は下記のとおりです。 国保：43.9%、44.6%、45.0% 後期：48.9%、48.4%、47.2%
7	仕様書	3	ウ①ショートメッセージの送信	対象者に占める電話番号保有割合をご教示いただけますでしょうか。	令和7年度対象者のうち、番号保有者の割合は11.7%です。

回答日：令和8年4月27日

高松市 健康福祉局

国保・高齢者医療課 保健事業係